

こ 成 総 第 32 号  
こ 支 総 第 79 号  
社 援 基 発 0317 第 1 号  
障 企 発 0317 第 1 号  
老 高 発 0317 第 1 号  
令 和 8 年 3 月 17 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 総 務 課 長  
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 総 務 課 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長  
厚 生 労 働 省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正について

社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発第 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）により定めているところですが、今般、別添のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本通知の内容等を御了知いただき、貴管内社会福祉法人に対し周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 29 年 3 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局高齢者支援課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>都道府県<br/>各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿<br/>中 核 市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長<br/>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長<br/>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長<br/>厚生労働省老健局計高齢者支援課長</p> <p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて</p> <p>社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 12 年 2 月 17 日付け社援施第 7 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。)により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 21 号)により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の</p> | <p>都道府県<br/>各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿<br/>中 核 市</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長<br/>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長<br/>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長<br/>厚生労働省老健局計高齢者支援課長</p> <p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて</p> <p>社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 12 年 2 月 17 日付け社援施第 7 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。)により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 21 号)により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の</p> |

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」一新旧対照表一

(平成 29 年 3 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局高齢者支援課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成 29 年 4 月 1 日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。</p> <p>各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準として発出するものであることを申し添えます。</p> | <p>向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成 29 年 4 月 1 日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。</p> <p>各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準として発出するものであることを申し添えます。</p> |
| <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 入札契約関係について</b></p> <p>各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はまだまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 価格による随意契約（(3)アの契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。</p>   | <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 入札契約関係について</b></p> <p>各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はまだまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 価格による随意契約（(3)アの契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。</p>   |

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 29 年 3 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知)  
 (下線部分は改正部分)

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事又は製造の請負：<u>400 万円</u></li> <li>・ 食料品・物品等の買入れ：<u>300 万円</u></li> <li>・ 上記に掲げるもの以外：<u>200 万円</u></li> </ul> <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p><b>2 計算書類等の扱いについて (略)</b></p> <p>別 表 (略)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事又は製造の請負：<u>250 万円</u></li> <li>・ 食料品・物品等の買入れ：<u>160 万円</u></li> <li>・ 上記に掲げるもの以外：<u>100 万円</u></li> </ul> <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p><b>2 計算書類等の扱いについて (略)</b></p> <p>別 表 (略)</p> |